

地域の自主防災組織に補助金を交付します！

町では、近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする、様々な災害に対応する自主防災組織を設立した場合及び防災資機材を購入した場合に、次の基準により補助金を交付します。(表)

※「自主防災組織」：町内の行政区又はコミュニティ等の団

体が、その地域の防災対策を確立するために自主的に設けた組織をいいます。

①については、平成17年度までに設立された自主防災組織も該当します。

②の経費は、補助決定年度内における調達総額とし、当該年度前及び後に購入した経費は含みません。

①、②ともに、年度を問わず、



寄木地区の自主防災訓練

1回のみの交付となります。(2つを同時に受けることもできません。)

補助金交付申請書には、自主防災組織の規約、役員名簿、組織編成図等の添付が必要となります。

5月31日までの第1回目申請期間中に提出された自主防災組織(志津川地区3団体)については、それぞれ内容を適当と認め、補助金の交付決定しております。

既に組織として設立している自主防災組織及びこれから組織しようとする地域においては、お気軽に危機管理対策室又は歌津総合支所総務管理課(防災係)までお問い合わせください。

危機管理対策室

☎46-1376

歌津総合支所 総務管理課

☎36-3921



新井田地区の自主防災訓練

補助対象経費	金額
①自主防災組織設立準備経費	定額2万円+500円×構成世帯数 (5万円を上限とします。)
②防災資機材調達経費	防災資機材調達総額の50% (15万円を上限とします。)

災害時の安否確認に 災害用伝言ダイヤル 171

大地震が発生した時には、家族や友人に電話をしたくても電話が繋がらない状態になります。こんな時、災害用伝言ダイヤルが役に立ちます。利用方法は次のとおりです。

※災害発生時のみで平常時は使えません。NTT東日本がテレビ・ラジオなどでお知らせします。※体験利用ができます。右枠をご覧ください。

【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。

伝言の録音方法

171 にダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

録音の場合 1

▼ガイダンスが流れます

(☒☒☒)☒☒☒-☒☒☒☒

伝言の再生方法

171 にダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

再生の場合 2

▼ガイダンスが流れます

(☒☒☒)☒☒☒-☒☒☒☒

被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。設定方法等のお問い合わせは、局番なしの「116」またはNTT支店・営業窓口までお願いします。

電池の交換を忘れずに

戸別受信機の内蔵電池の寿命は約1年です。電池の交換をしないと、災害などによる停電の場合に、防災無線を聞くことができません。また、液漏れなどによる故障の原因にもなります。

電池の交換は忘れずに、お早めに。



体験利用ができます！

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生に備えて利用方法を事前に覚えていただくため、体験利用ができます。利用できる日などは、次のとおりです。家族や親戚、友人などと試してみることをお勧めします。

【体験利用提供日】

毎月1日 00:00~24:00 (1月1日を除く)

防災週間 (8月30日9:00~9月5日17:00)

防災とボランティア週間 (1月15日9:00~1月21日17:00)

【提供条件】

蓄積伝言数 10伝言 伝言録音時間 30秒

伝言保存期間 6時間

※実際に災害が発生した際には体験利用ができない場合があります。